

公的研究費等不正使用防止計画

至学館大学および至学館大学短期大学部（以下、「本学」という。）では、不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正使用防止に対応するため「至学館大学および至学館大学短期大学部における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程（以下、「不正行為防止規程」という。）」に基づき、次のとおり不正使用防止計画を策定する。

1. 公的研究費等の不正使用等防止に向けた具体的項目

不正行為防止規程に基づき、公的研究費等の不正使用等防止に向けた運営・管理体制についてホームページ等を活用し、常に学内外に周知する。

2. 不正行為等の防止に向けた具体的項目

(1) 物品検収の確実な実施

- ①科学研究費によって納入される全ての物品の検収は、公的研究費等の使用ルールに基づき実施する。
- ②物品検収の事務の流れについては、学内関係者及び納入業者に周知を図る。
- ③納入業者が検収を適正に受けていない場合等は、その実態に応じて取引停止等の適切な措置を講ずる。

(2) 出張の事実確認

- ①出張者が出張報告書を作成するにあたり、用務内容によって次の事項を義務付ける。
 - (ア) 研究打合せ等の用務である場合は、出張報告書に打合せの相手方の所属・氏名を記述する。
 - (イ) 学会出席等の用務である場合は、大会要旨や当日配布される資料の一部を添付する。

(3) 謝金作業の事実確認

- ①作業従事者は、研究者等の指示による作業の開始および終了の都度、就労実績報告書を管理する部署（図書館）に赴き、就労実績報告書に時間を記入する。
- ②謝金事務の担当部署等は、①の時又は不定期に、作業内容等について作業従事者から直接、作業事実の確認をする。

(4) 不正防止に関する意識の徹底

- ①本学における研究活動に係る行動規範に基づき研究者の研究倫理意識の高揚を図るとともに、事務担当職員が専門的能力をもって公的研究費等の適正な執行が行えるよう、定期的に説明会や研修会等を開催する。
- ②公的研究費等の不正使用等の防止を図るため、研究者等に関係ルールを周知することにより、コンプライアンス（法令遵守）の意識を徹底する。

3. 不正防止計画の見直し

上記の項目は、公的研究費等の不正使用等の防止のため当面取り組むべき措置を掲げたものであることから、今後も継続して不正を発生させる要因の把握とその検証を進めるとともに、文部科学省等からの情報提供や他の研究機関における対応等を参考にしつつ、不断の見直しを行う。